

「権利擁護支援の中核となる機関を立ち上げよう！」  
～権利擁護は地域作りです～

## 「権利擁護支援の中核となる機関の必要性と役割」

2022年（令和4年）3月4日（金）  
全国権利擁護支援ネットワーク代表  
国学院大学教授

佐藤 彰一

# 講演時間 90分ほど

- 権利擁護支援とは何か
- 中核機関が権利擁護支援の促進のための機関である必要性
- 中核機関が持つべき機能
- 現在存在する地域福祉（中核機関？）の実践例

# 権利擁護（言葉の整理）

・「権利擁護」は福祉の言葉です

英語では Protection and Advocacy

中国語・韓国語では、權益擁護？

法令上は？（権利と利益の擁護、権利擁護など・19法令）

・いろいろな使われ方があります。

対象 : 子供、女性、LGBT、患者、ホームレス、外国人  
生活困窮者、高齢者・障害者、etc

私の定義（広いです）「なんらかの事情により、自分の思いや意見を他者に伝えることができず、社会的に不利益を受けている人（もっと広い人は**ものやこと**）の代弁」

権利に特化した代弁定義は、日本独特？

タイプ :

Personal or Case (by prof, staff, carer, family, friend),

System, **Self (これを支援するのが権利擁護支援)**

## 対人理解のパラダイム転換①

- ◆「この人は判断能力が不十分であるので、本人の意思は尊重するといっても、周囲のことは勿論自分のことについても適切な判断をすることができない。その結果、社会生活や日常生活で困難な状況になる。だから福祉関係者らが関わって、その人に代わって判断しなければならない」



**能力不存在推定(代行決定)**

## 対人理解のパラダイム転換②

- ◆「どんなに重い認知症の人であっても、その人なりの人生を生きてきた経緯があり、その人なりの思い、そして判断がありうる。適切な判断が自分ではできないと周囲から見られていた人々も、支援さえ受ければ、その人なりの決定ができる」



**能力存在推定(意思決定支援)**

# パラダイム転換と代行決定

1. 意思決定支援が問題になる局面は、ご本人にとって重要で、加えて、まわりにも影響を与える問題についての決定
2. ある人に、そのことについて適切に決定する能力と意思があるかないかは、他人には明確に断定できない。
3. 他人（支援者）にできることは、「ある」か「ない」か、いずれかを「推測」しているだけである。
4. これまでは、「ない」と「推測」することが多かった（能力不存在推定）
5. これからは「ある」と推測する方向へ変わった（能力存在推定）

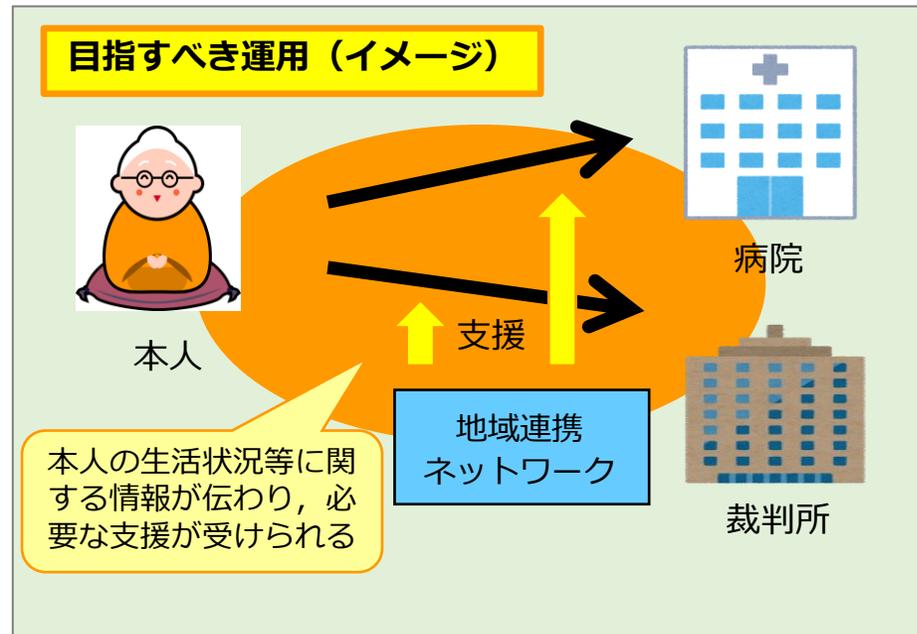
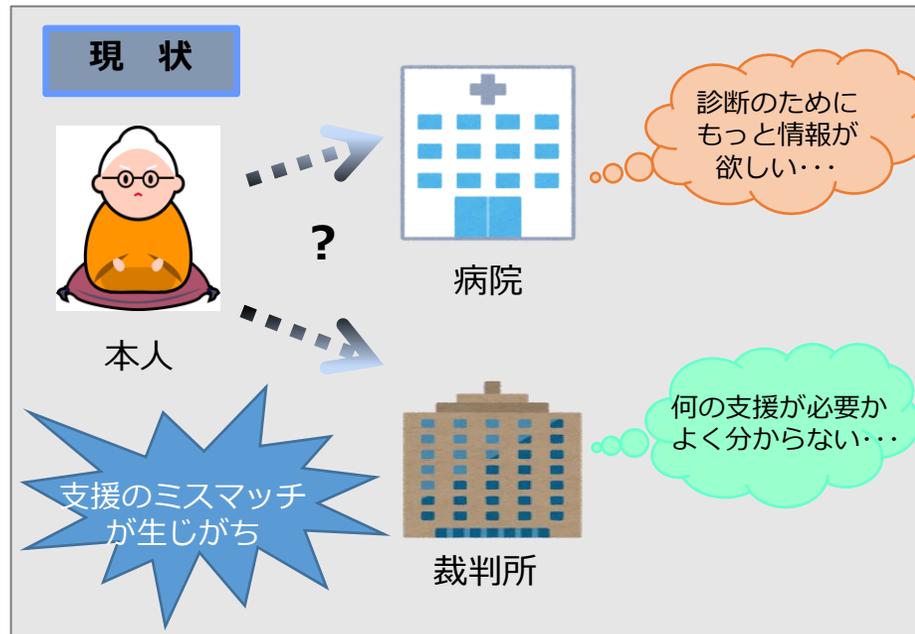
# パラダイム転換と代行決定

6. しかし、「ある」としても、その真意を確認する能力が支援者側になければ、結局、それに従えないし、支援もできない。
7. つまり、意思決定支援ができない場合とは、支援者側に本人の意思を確認できない場合であり(あるいは、本人の決定を妨げている環境の改善ができない場合)、それは本人の能力とは関係がない。支援者側の能力の問題である。
8. だから代行決定をする支援者は、自己に意思決定支援の能力がないことを自ら確認し、同時に、そのことを他の人に説明できないといけない。
9. 要するに、代行決定は、本人に能力がないから行う者ではない。支援者に能力がないから行うものである。

# 利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善（第一次基本計画）

## 利用促進委員会での御指摘

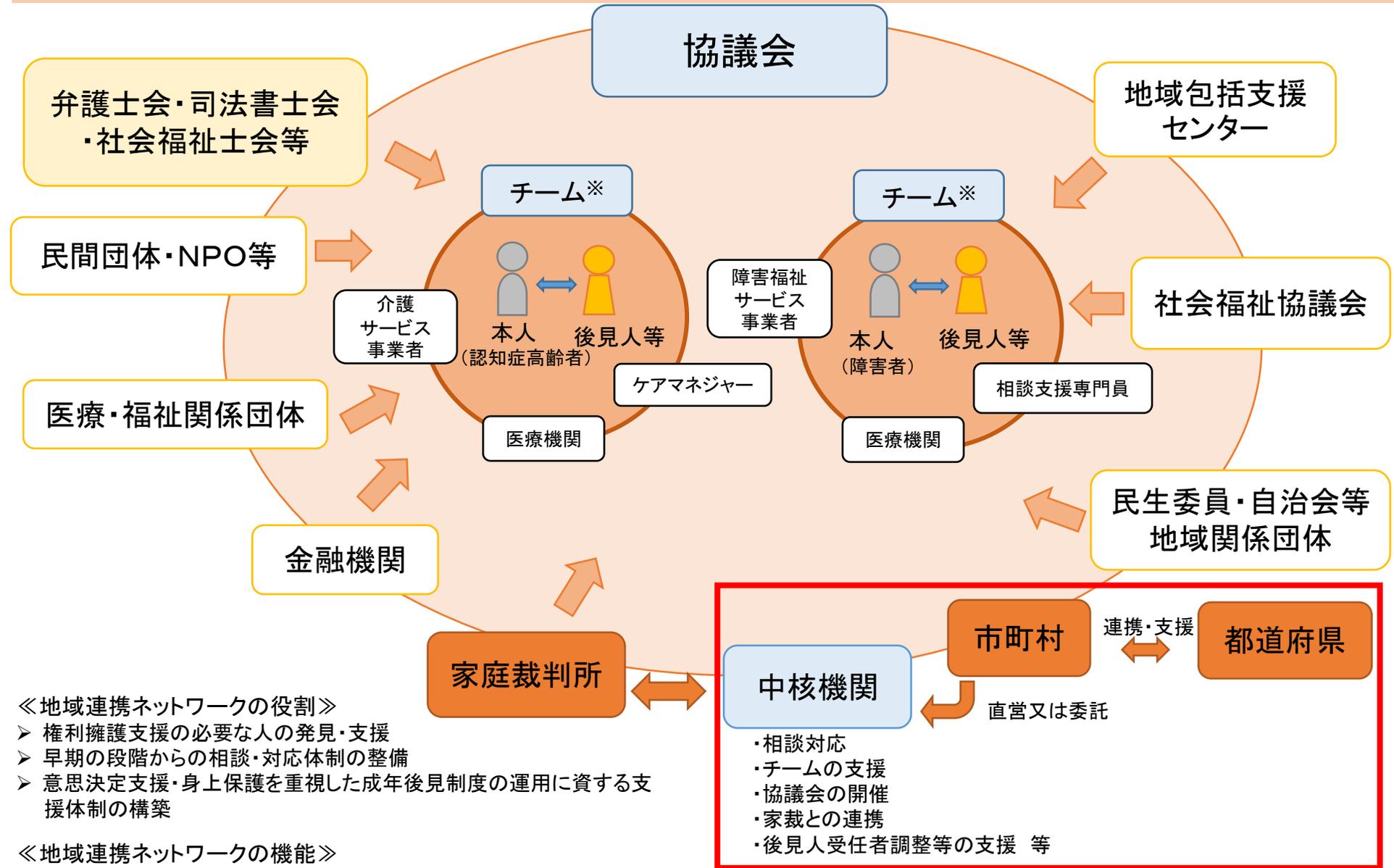
- 医師や裁判所には，本人の生活状況をきちんと理解した上で本人の能力について判断してほしい。
- 認知症や知的障害の特性を理解し，本人の意思を十分に汲み取ることのできる支援者が必要である。



## 今後の検討課題

- 本人の生活状況等に関する情報が，医師・裁判所に伝わるよう関係機関による支援の在り方の検討
- 本人の生活状況等を踏まえた診断内容について分かりやすく記載できる診断書の在り方の検討

# 地域連携ネットワークのイメージ



## 《地域連携ネットワークの役割》

- 権利擁護支援の必要な人の発見・支援
- 早期の段階からの相談・対応体制の整備
- 意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築

## 《地域連携ネットワークの機能》

・広報機能、相談機能、利用促進機能、後見人支援機能、不正防止効果

※チーム： 本人に身近な親族、福祉・医療・地域等の関係者と後見人がチームとなって日常的に本人を見守り、本人の意思や状況を継続的に把握し必要な対応を行う体制

# 地域連携ネットワークの基本的仕組み

## 「チーム」「協議会」「中核機関」

### ① 本人を後見人とともに支える「チーム」による対応

本人に身近な親族、福祉・医療・地域の関係者、後見人が「チーム」としてかかわる体制づくり

⇒支援の必要な人を見逃さない。本人と社会との関係性を修復・回復。  
本人の意思や状況をできる限り継続的に把握し、孤立を防止。

### ② 地域における「協議会」等の体制づくり

法律・福祉の専門職団体や関係機関が「チーム」を支援

⇒個別の協力活動(専門相談への対応等)

ケース会議の開催

多職種間での更なる連携強化策など、地域課題の検討・調整・解決  
家庭裁判所との情報交換・調整等

### ③ 地域連携ネットワークの中核となる機関(「中核機関」)の設置

権利擁護支援の中核機関を設置

⇒様々なケースに対応できる法律・福祉等の専門知識や、  
地域の専門職等から円滑に協力を得るノウハウを蓄積。

**【協議会の事務局など、地域の連携の要。家庭裁判所との窓口役】**

⇒市町村の責任で設置(直営又は委託)

# 成年後見制度利用促進施策等の周知・啓発 ～正確な理解の促進～ 促進室資料

自分自身が制度の必要性を理解して説明できるようにするために、県内の法人後見実施団体にお伺いして、どのような対応をしているのか、利用者宅訪問に同行させてもらいました。



成年後見制度を活用している事例集を読み込みました。

法人後見を実施している社協や専門職の話を丁寧に聞きました。



「成年後見制度をどんどん使わせる施策」という誤解があるので、「成年後見制度を、福祉サービスの一つとして選択できるようにする 体制整備」という説明をしています。

「専門職にお仕事を振り分けてあげる施策」という誤解があるので、「必要な人に必要な支援を届ける仕組み」という説明をしています。連絡会の議事の内容がぶれないように、成年後見制度利用支援事業（報酬助成）の要望・交渉の場ではないことを専門職団体には説明をしています。



すでに機能を備える取り組みを実施しているにも関わらず、4機能がなければ中核機関とは言えないと誤解している市町村が多いため、「まずは広報相談機能から機能分散、役割分担してよい」ことを強調して伝えています。

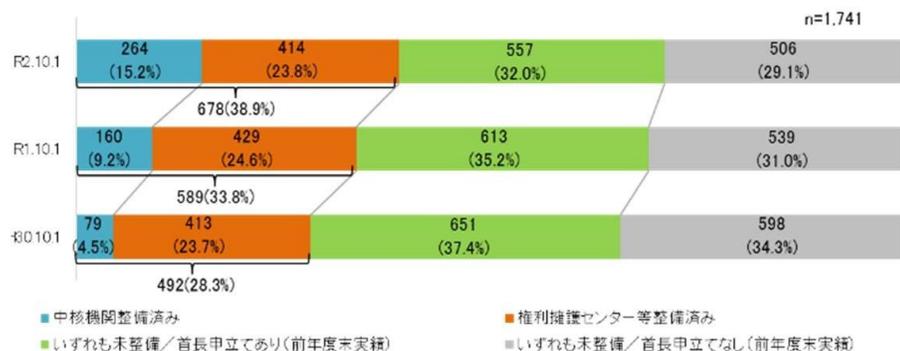
# 成年後見制度利用促進施策に係る取組状況調査結果 令和2年度概要版抜粋)

調査概要：全国の市町村（1,741自治体）及び47都道府県 調査時点：令和2年10月1日（一部の調査項目は令和元年度実績等）

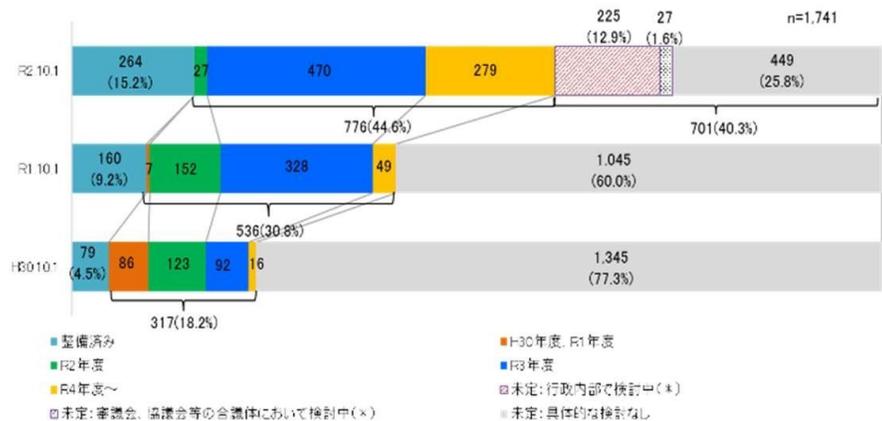
※数値は令和3年3月末時点の速報値

## 1 中核機関等の整備状況 <R2.10時点：678市町村38.9% > ⇒R3年度末見込:961市町村（55.2%）> 【KPI：1,741市町村】

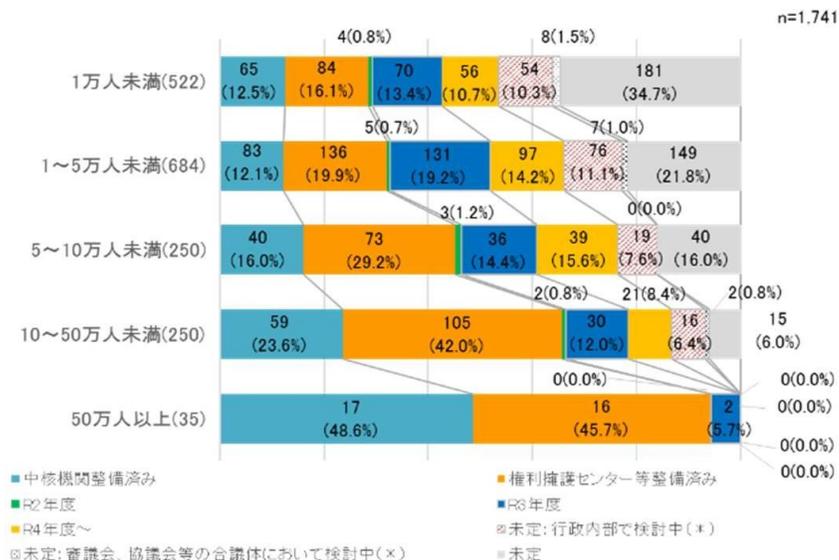
### ● 中核機関及び権利擁護センター等の整備状況等<全体>



### ● 中核機関の整備（予定）時期<全体>



### ● 中核機関及び権利擁護センター等の整備状況等<自治体規模別>

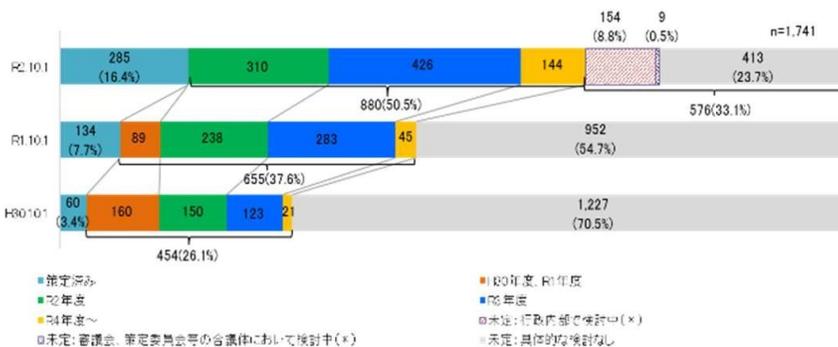


### ● 中核機関未整備市町村における検討状況<未整備1,477自治体>

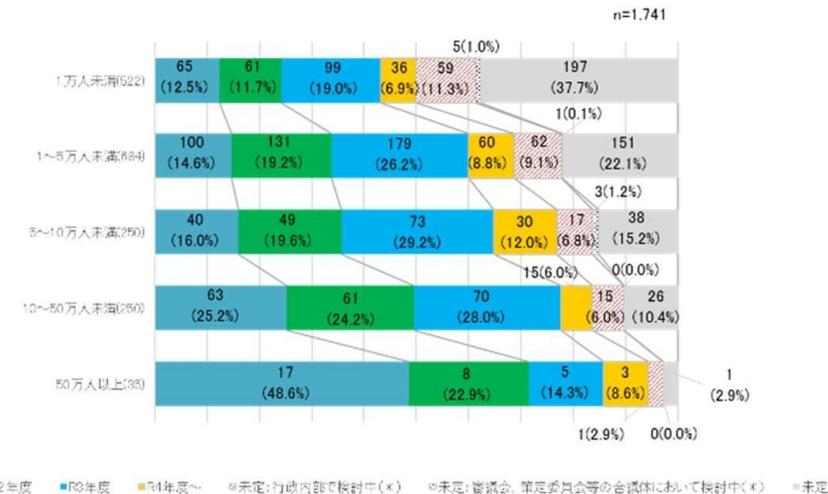


2 市町村計画の策定状況 <R2.10時点：285市町村（16.4%）⇒R3年度末見込:1,021市町村（58.6%）> 【KPI：1,741市町村】

●市町村計画の策定状況、策定（予定）時期<全体>

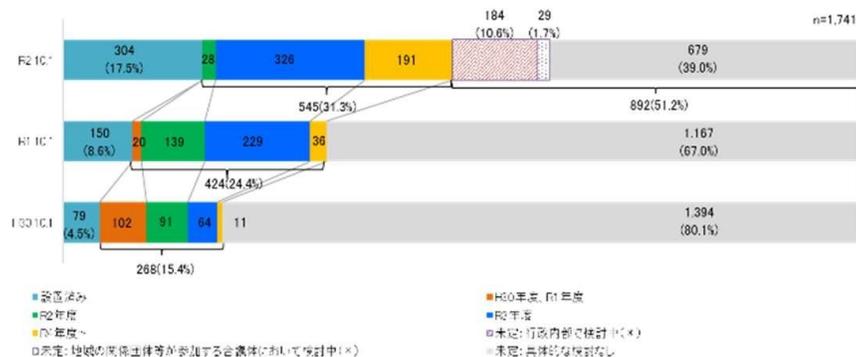


●市町村計画の策定状況、策定（予定）時期<自治体規模別>

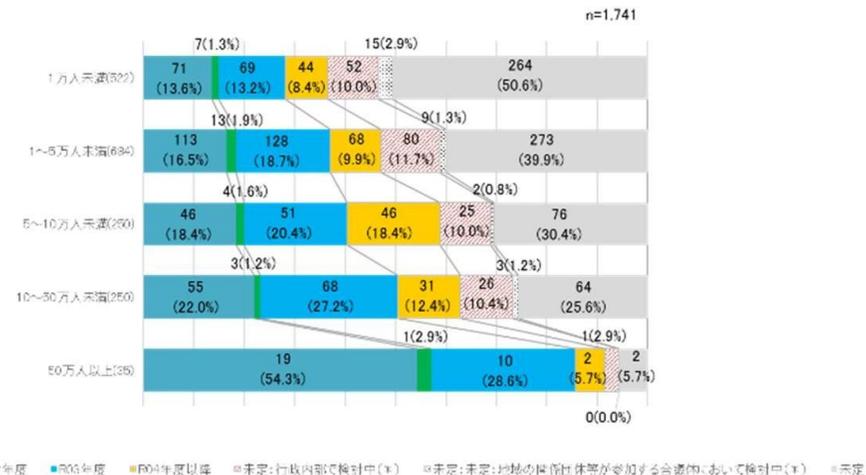


3 協議会の設置状況 <R2.10時点：304市町村（17.5%）⇒R3年度末見込:658市町村（37.8%）> 【KPI：1,741市町村】

●協議会等の設置状況、設置（予定）時期<全体>



●協議会等の設置状況、設置（予定）時期<自治体規模別>



# 第二期成年後見制度利用促進基本計画に盛り込むべき事項 (成年後見制度利用促進専門家会議 最終取りまとめ)の構成

はじめに

## I 成年後見制度の利用促進に当たっての基本的な考え方及び目標

- 1 成年後見制度の利用促進に当たっての基本的な考え方
- 2 今後の施策の目標等

## II 成年後見制度の利用促進に向けて総合的かつ計画的に講ずべき施策

- 1 成年後見制度等の見直しに向けた検討と総合的な権利擁護支援策の充実
  - (1) 成年後見制度等の見直しに向けた検討(ここに注目:佐藤)
  - (2) 総合的な権利擁護支援策の充実
- 2 尊厳のある本人らしい生活を継続するための成年後見制度の運用改善等
  - (1) 本人の特性に応じた意思決定支援とその浸透
  - (2) 適切な後見人等の選任 交代の推進等
  - (3) 不正防止の徹底と利用しやすさの調和
  - (4) 各種手続における後見業務の円滑化
- 3 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり
  - (1) 権利擁護支援の地域連携ネットワークの基本的な考え方 - 尊厳のある本人らしい生活の継続と地域社会への参加 -
  - (2) 地域連携ネットワークの機能 - 個別支援と制度の運用・監督 -
  - (3) 地域連携ネットワークの機能を強化するための取組 - 連携・協力による地域づくり -
  - (4) 包括的・多層的な支援体制の構築
- 4 優先して取り組む事項
  - (1) 任意後見制度の利用促進
  - (2) 担い手の確保・育成等の推進
  - (3) 市町村長申立ての適切な実施と成年後見制度利用支援事業の推進
  - (4) 地方公共団体による行政計画等の策定
  - (5) 都道府県の機能強化による地域連携ネットワークづくりの推進

## 第二期計画で変わった点は？

★制度の見直しへの言及

★苦情、報酬・報酬助成の見直しへの言及

★チーム ⇒ 権利擁護支援チーム

★中核機関（と地域連携ネットワーク）の4機能

⇒（個別事案） 地域連携ネットワークの「支援」と  
（地域づくり） 「監督」機能を高める取組

★都道府県の機能強化

★包括的・重層的・多層的なネットワークへ

★参加支援、多様な主体の参画

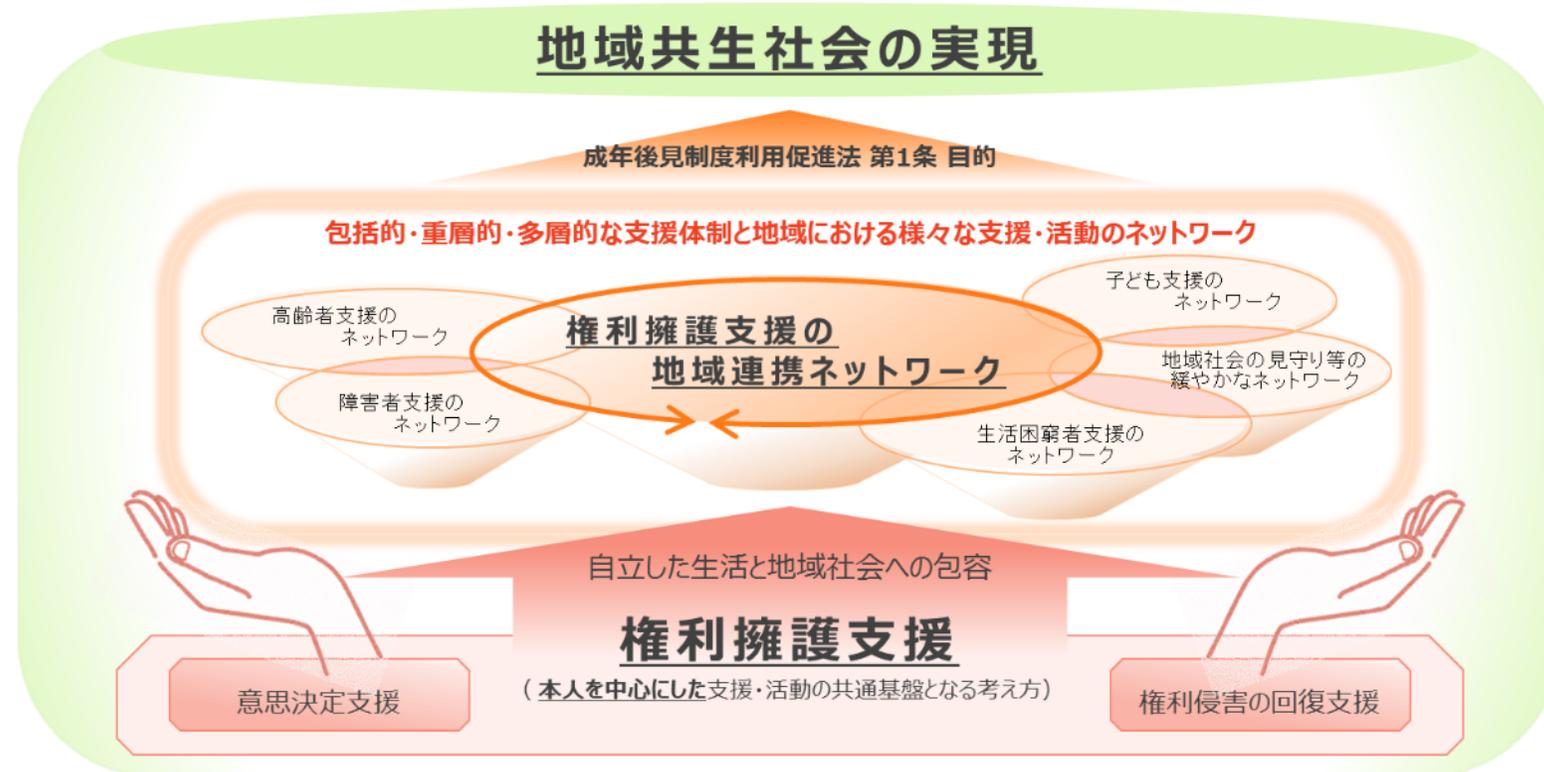
# 第二期基本計画（案） 基本的考え方における成年後見制度利用促進と権利擁護支援

## 成年後見制度利用促進

利用促進の取組は、権利擁護支援の地域連携ネットワークを通じて推進されるべきもの。単に利用者の増加を目的とするのではなく、全国どの地域においても、制度の利用を必要とする人が、尊厳のある本人らしい生活を継続することができる体制の整備を目指すものである。地域共生社会の実現という目的に向け、本人を中心とした支援・活動における共通基盤となる考え方として「権利擁護支援」を位置付けた上で、権利擁護支援の地域連携ネットワークにおける権利擁護支援策の一層の充実などの成年後見制度利用促進の取組をさらに進めていく。

## 権利擁護支援

意思決定支援等による権利行使の支援や、虐待対応や財産上の不当取引への対応における権利侵害からの回復支援を主要な手段として、支援を必要とする人が、地域社会に参加し、共に自立した生活を送るという目的を実現するための支援活動。地域共生社会の実現を目指す包括的な支援体制における本人を中心とした支援・活動の共通基盤である。



## Ⅱ 成年後見制度の利用促進に向けて総合的かつ計画的に講ずべき施策

### 成年後見制度等の見直しに向けた検討と総合的な権利擁護支援策の充実

- 尊厳のある本人らしい生活の継続や地域社会への参加等のノーマライゼーションの理念のより一層の実現を図るためには、成年後見制度等が適切に見直される必要がある。
- 同制度等が見直されるまでにおいても、総合的な権利擁護支援策の充実、現行制度の運用の改善等、権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりを進める必要がある。

#### 制度改正の方向性等に関する指摘

- 必要性・補充性の考慮
- 三類型の一元化
- 有期（更新）
- 障害者権利条約の審査情報を踏まえた見直し
- 本人が必要とする身上保護、意思決定支援等の内容の変化に応じた円滑な交代
- 公的な関与を強めた開始

#### 市町村長の権限等に関する指摘

- 市町村長の関与する場面の拡大など地方公共団体に与えられる権限を拡充すべき
- 成年後見制度利用支援事業を見直すべき

#### (2) 総合的な権利擁護支援策の充実

##### 日常生活自立支援事業等との連携、体制強化

- 連携の推進、実施体制の強化
- 役割分担の検討方法についての周知

##### 新たな連携による生活支援・意思決定支援の検討

- 生活支援等のサービス（簡易な金銭管理、入院・入所手続支援等）で、市民後見人養成研修修了者等による意思決定支援等が、市町村の関与により確保される方策等の検討
- 上記の意思決定支援で、権利侵害や法的課題を発見した場合に、司法による権利擁護支援を身近なものとする方策の検討

##### 都道府県単位での新たな取組の検討

- 寄付等の活用による多様な主体の参画の検討
- 公的な関与による後見の実施の検討

# 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりの方向性と進め方

- 権利擁護支援を必要としている人は、その人らしく日常生活を送ることができなくなったとしても、**自ら助けを求めることが難しく、自らの権利が侵されていることに気づくことができない場合**もある。**身寄りがないなど孤独・孤立の状態**に置かれている人もいる。
- 各地域において、**現に権利擁護支援を必要としている人も含めた地域に暮らす全ての人**が、**尊厳のある本人らしい生活を継続し、地域社会に参加**できるようにするため、**地域や福祉、行政などに司法を加えた多様な分野・主体が連携するしくみ（権利擁護支援の地域連携ネットワーク）**をつくっていく。

## 地域連携ネットワークづくりの方向性

### 「包括的」なネットワーク

- 権利擁護に関する様々な既存の仕組み（地域包括ケアや虐待防止など）や、地域共生社会実現に関する支援体制、地域福祉の推進などとの有機的な結びつきによる、多様な分野・主体との連携



### 「多層的」なネットワーク

- 圏域などの複数市町村単位や都道府県単位のしくみを重ね合わせた「多層的」なネットワークづくり

## 地域連携ネットワークづくりの進め方

### 早期に取り組むこと

- 権利擁護支援に関する相談窓口、中核機関の明確化と周知
- 成年後見制度の周知などによる権利擁護支援の理解の促進



### 広報・相談の取組や中核機関の整備を既に行っている場合

- 受任者調整や後見人選任後の支援に取り組む
- 市町村単独では取り組むことが難しい内容もあるため、広域的な見地から、都道府県も主体的に取り組むことが重要

## 第十二条 法律の前にひとしく認められる権利

- 1 締約国は、障害者が全ての場所において法律の前に人として認められる権利を有することを再確認する。
- 2 締約国は、障害者が生活のあらゆる側面において他の者との平等を基礎として法的能力を享有することを認める。
- 3 締約国は、障害者がその法的能力の行使に当たって必要とする支援を利用する機会を提供するための適切な措置をとる。
- 4 締約国は、法的能力の行使に関連する全ての措置において、濫用を防止するための適当かつ効果的な保障を国際人権法に従って定めることを確保する。当該保障は、法的能力の行使に関連する措置が、障害者の権利、意思及び選好を尊重すること、利益相反を生じさせず、及び不当な影響を及ぼさないこと、障害者の状況に応じ、かつ、適合すること、可能な限り短い期間に適用されること並びに権限のある、独立の、かつ、公平な当局又は司法機関による定期的な審査の対象となることを確保するものとする。当該保障は、当該措置が障害者の権利及び利益に及ぼす影響の程度に応じたものとする。

# 批准された障害者権利条約と成年後見制度の関係は（日本政府の議論）？

～現行成年後見制度は、障害者権利条約12条との関係でかなり問題あり？～ 注意点

平成25(2013)年12月4日 国会承認  
平成26(2014)年2月19日 効力発行

- (1) **1項** 障害者は「法律の前に等しく認められる権利」を有する
- (2) **2項～4項** 「法的能力の享受」（権利能力のみ意識）  
「能力を行使するにあたって必要とする支援を行う」（後見制度も支援制度）  
この支援は「意向の尊重・状況に応じて適合する範囲・可能な限り短い期間・公平な当局、司法機関による定期的な審査」

# 障害者権利条約 国連委員会の見解

\* 国連人権委員会の一般的意見書は次のように言う。

**「判断能力が不十分な人に対する法的支援の枠組みから一切の代理・代行決定を排除して、法的支援方法を意思決定支援に全面的に置き換えるべきである」**

・・・代行決定と意思決定支援の混合型もダメ

- ①この意見は極端。批准時には、ここまではいわれておらず国際的なコンセンサスはない。
- ②しかし、「能力存在推定」の考え方は、国際的コンセンサス？になりつつある。「代行決定は他に方法のない最後の最後的手段」（ラストリゾート）ということは、最低限法律家や福祉職も意識して行動すべきである。

上山泰「現行成年後見制度と障がいのある人の権利に関する条約12条の整合性」菅富美枝編『成年後見制度の新たなグランド・デザイン』39 p 以下（法政大学出版社、2013）

川島聡「障害者権利条約12条の解釈に関する一考察」実践成年後見51号71 p 以下

# 12条関連 イギリスへの勧告（2017）

## パラグラフ31.

委員会は締結国が、法の前での平等な認識に関する委員会の一般的意見第1号（2014年）に沿って、黒人および少数民族グループの代表を含む障害者団体と緊密に協議し、**精神能力法（意思能力決定法）と精神衛生法の両面**で新しい政策を開始するために、条約に従って現行法を見直し、新しい法律を採択することにより、すべての分野と生活領域に関するあらゆる形態の代替意思決定を廃止することを勧告する。委員会は締結国が、支援付き意思決定制度の領域における研究、データ、および優れた実践を促進するための取り組みを強化し、この制度の発展を加速することを要請する。締約国が障害のある亡命希望者と難民が条約に記されているすべての権利を行使できることを確保することを勧告する。

注：Mental Capacity Act, Mental Health Act

## 12条関連 ドイツへの勧告（2015）

- パラグラフ25.  
委員会は、ドイツ民法に概説され定められている後見人制度の法的手段（“rechtliche Betreuung”「世話法」）が、条約と矛盾していることを懸念する。
- パラグラフ26.  
委員会は、締約国に対して、以下を勧告する。
  - a. 法の前での平等な承認に関する委員会の一般的意見第1号（2014年）に沿って、あらゆる形の代理意思決定を排除し、それを支援付き意思決定の制度に置き換えること。
  - b. 支援付き意思決定の仕組みのための専門的な質の基準を作成すること。
  - c. 障害者と密接に協力して、委員会の一般的意見第1号に沿って条約第12条に関する訓練を、連邦、州、地方レベルで、すべての当事者（公務員、裁判官、ソーシャルワーカー、保健・社会サービスの専門家、そしてより広範な地域社会）に提供すること。

# 国連委員会の日本への事前質問 2019年9月

- 法律の前にひとしく認められる権利（第12条）
- 11. 以下のために講じた措置についての情報を提供願いたい。
  - (a) 障害者が法律の前にひとしく認められる権利を制限するいかなる法律も撤廃すること。また、民法の改正によるものを含め本条約に従うために事実上の後見制度を廃止すること。また、代替意思決定を支援付き意思決定に変えること。
  - (b) 法的能力の行使に当たって彼らが必要とする支援を障害者に提供すること。
  - (c) 障害者が法律の前にひとしく認められる権利及び意思決定のための支援を受ける権利について意識の向上を図ること。特に、障害者とその家族、司法の専門家、政策立案者及び障害者のためにあるいは障害者とともに働いているサービス提供者を対象とするもの。



# JDF (DPI)のパラレルレポート

- 1. 成年後見制度と訴訟無能力条項の廃止
  - ○ 委員会は、障害者の法の前の平等を制限する法律が存在することを懸念する。
  - ● 委員会は締約国に対し、障害者の法の前の平等を制限する法律をなくすため、民法の改正による成年後見制度の廃止と、民事訴訟法の改正による訴訟無能力条項の廃止を勧告する。
  
- 2. 支援付き意思決定への転換
  - ○ 委員会は、障害者の法的能力の行使に当たって必要となる支援の制度が不十分であり、厚生労働省が作成した「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」などにより、支援制度が意思決定支援の名の下に最善の利益に基づく介入を許容していることを懸念する。
  - ● 委員会は締約国に対し、代理意思決定ではなく、支援付き意思決定に転換するために、上記ガイドラインの最善の利益に基づく介入の規定を削除し、障害者の意思及び選好を基礎においた法的能力の行使に当たって必要とする支援を障害者に提供する制度への転換することを勧告する。
  
- 3. 関係者の意識向上措置
  - ○ 委員会は、障害者が法律の前にひとしく認められる権利及び意思決定のための支援を受ける権利について、警察官を含む行政職員、司法職員、専門家への意識向上のための措置が不十分であることを懸念する。
  - ● 委員会は、締約国に対し、障害者が法律の前にひとしく認められる権利及び意思決定のための支援を受ける権利について、委員会の一般的意見1に即して、意識の向上を図るため、警察官を含む行政職員、司法職員、専門家に対する障害者をはじめとする講師による研修の実施を勧告する。

## 南米の状況 「支援（apoyo）」

- Apoyoは代理人ではなく、支援者
- この概念を入れた国は、アルゼンチン、コスタリカ、ペルー、コロンビア
- コスタリカ、ペルー、コロンビアは本人が選べる（公証人の面前）
- アルゼンチンは、裁判所が選任
- コスタリカ、コロンビア、アルゼンチンは、後見制度が一部、残っている。
- ペルーは後見制度を完全廃止
- ペルーについては、上山泰「法的能力」長瀬・川島編『障害者権利条約の実施』（信山社・2018）216-217 pp
- アルゼンチンについては、山口詩帆「2014年アルゼンチン新民商法典における「支援（apoyo）」制度、「法学政治学論究121号（2019）207-240pp

# B C の代理法 REPRESENTATION AGREEMENT ACT

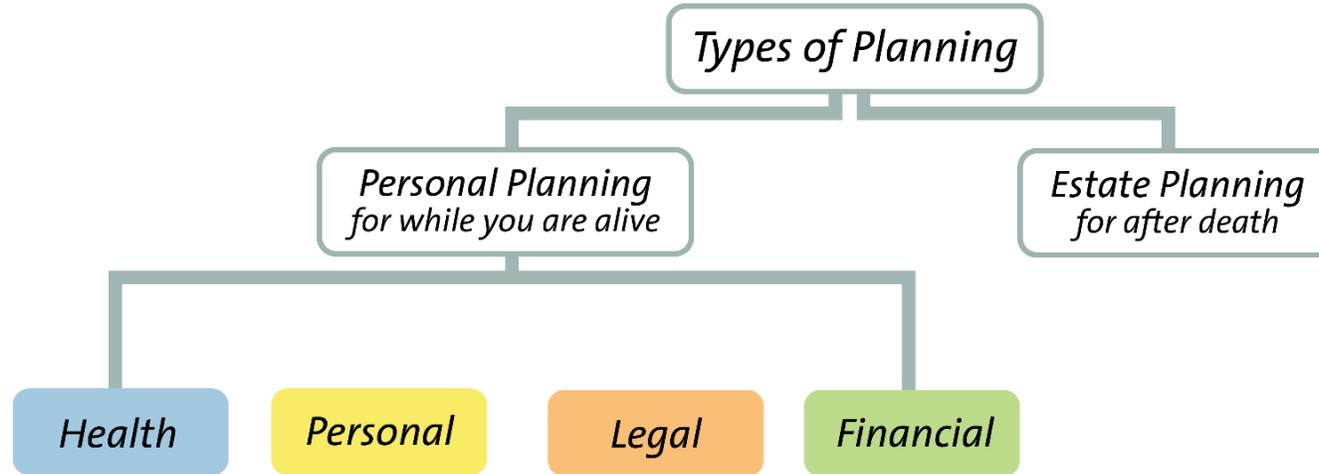
- 通常の契約 と 能力に疑問のある人の契約を分ける
- 能力存在推定
- 契約書に証人 2名。
- 民間団体の支援 (N I D U S)

# Supported decision-making in BC

- Traditionally, capability requires that the person ‘understands’ before making a decision or legal document. This applies to:
  - > Consenting to health care, living arrangements, financial affairs, estate matters.
  - > Making a contract.
  - > Making a Will.
  - > Making types of power of attorney.

# Traditional approach to capability

c. Nidus 2018



**TRADITIONAL DEFINITION  
OF CAPABILITY**

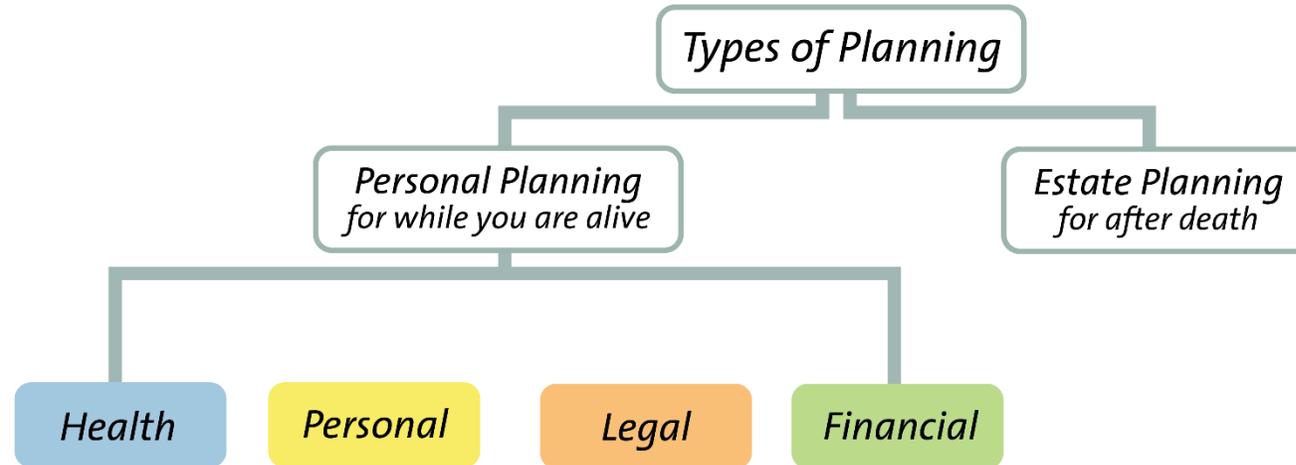
**Understand the nature and effect** of legal document at the time of making it. This applies to contracts, types of power of attorney, Representation Agreement section 9, Wills

# Supported decision-making in BC

- In BC, we wanted to ensure all adults have access to a **legal alternative to guardianship**.
  - > This led to discussions about old ideas and view of capability, which then leads to guardianship.
  - > The Representation Agreement Act has a new definition of capability (section 8) that allows an adult to make a Representation Agreement with authorities under section 7 (**RA7**) – even if the adult cannot make a contract (understand).

# RA7 has different definition of capability

c. Nidus 2018



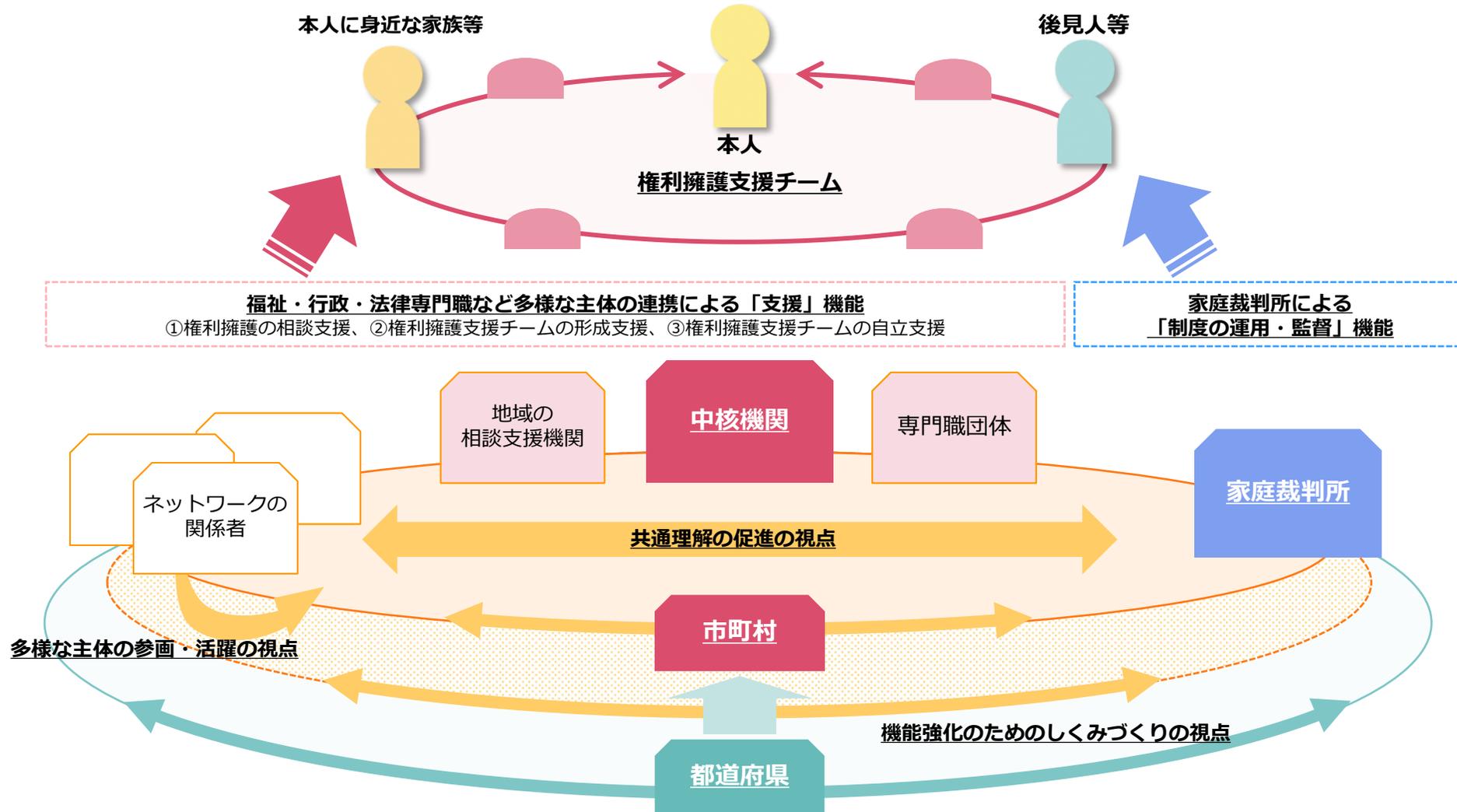
**RA7 HAS DIFFERENT DEFINITION OF CAPABILITY**

Can make Representation Agreement section 7 **even if cannot make a contract** (even if capability to 'understand' is in question).

# 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり

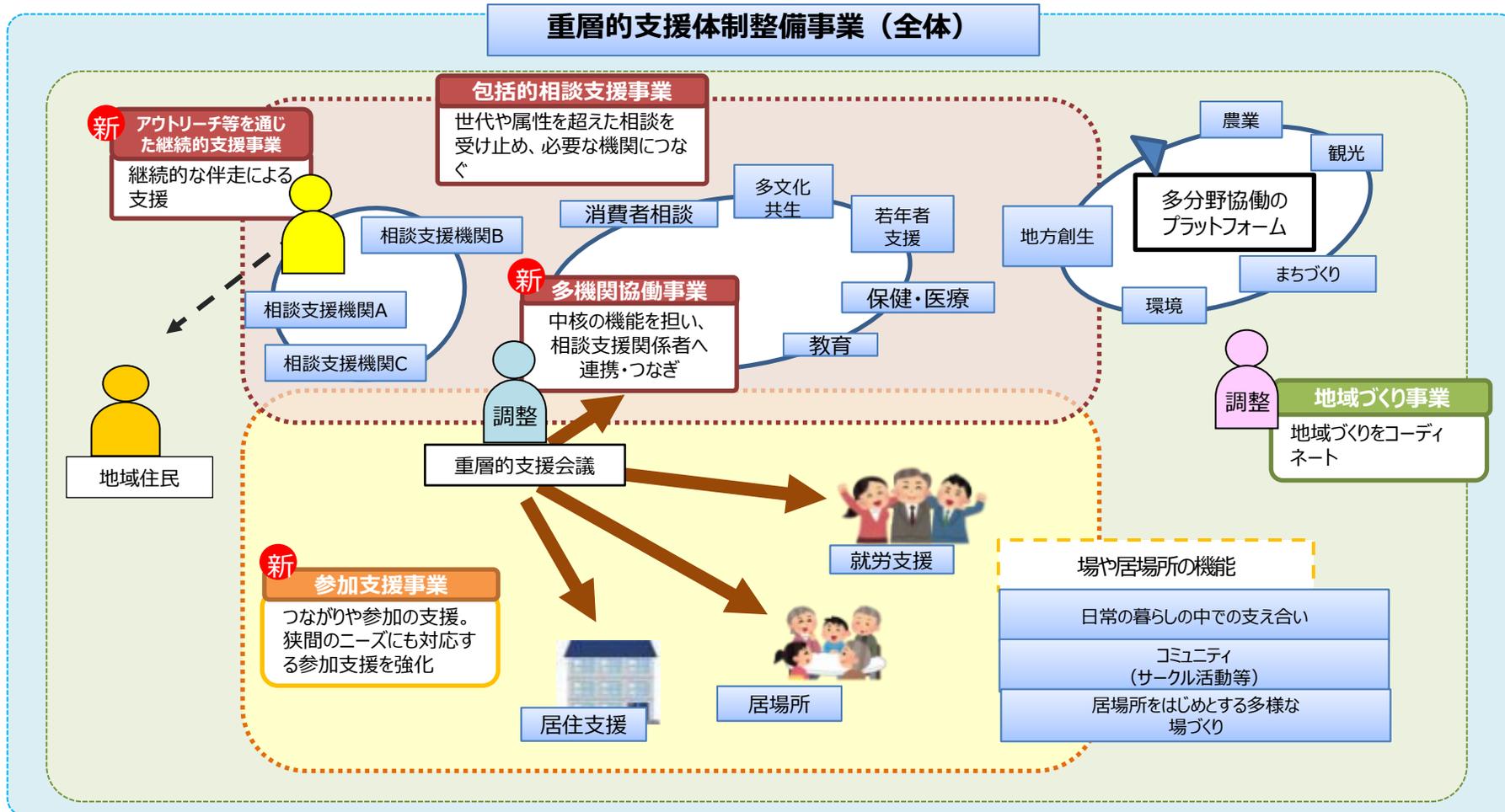
## ～権利擁護支援の地域連携ネットワークのイメージ～

- 権利擁護支援の地域連携ネットワークとは、「各地域において、現に権利擁護支援を必要としている人も含めた地域に暮らす全ての人々が、尊厳のある本人らしい生活を継続し、地域社会に参加できるようにするため、地域や福祉、行政などに司法を加えた多様な分野・主体が連携するしくみ」である。



# 重層的支援体制整備事業について(イメージ)

- 相談者の属性、世代、相談内容に関わらず、**包括的相談支援事業**において包括的に相談を受け止める。受け止めた相談のうち、複雑化・複合化した事例については**多機関協働事業**につなぎ、課題の解きほぐしや関係機関間の役割分担を図り、各支援機関が円滑な連携のもとで支援できるようにする。
- なお、長期にわたりひきこもりの状態にある人など、自ら支援につながる事が難しい人の場合には、**アウトリーチ等を通じた継続的支援事業**により本人との関係性の構築に向けて支援をする。
- 相談者の中で、社会との関係性が希薄化しており、参加に向けた支援が必要な人には**参加支援事業**を利用し、本人のニーズと地域資源の間を調整する。
- このほか、**地域づくり事業**を通じて住民同士のケア・支え合う関係性を育むほか、他事業と相まって地域における社会的孤立の発生・深刻化の防止をめざす。
- 以上の各事業が相互に重なり合いながら、**市町村全体の体制として本人に寄り添い、伴走する支援体制を構築**していく。



## 要するに、権利擁護は地域づくりなのです

- だから生活困窮事業も視野にいれます。
- 地域福祉計画の中に位置づけています
- 高齢者対策(ふれあい、貧困、医療)も視野に入れます。
- おひとり様支援も視野に入れます。
- 成年後見は地域づくりのツールにすぎません。しかし成年後見促進計画の中核機関は、すべてのツールに目配りする必要があります。

こうした地域づくりの中核を担う機関を作る必要があります。実は、名乗らなくてもすでに存在しています。

# 楽しくあそぼう！南粕谷ハウス

- 平成22年コミュニティ主催で「5年後、10年後の南粕谷」が議論された結果「今後進展する高齢化対策に重点を置く」ことが重要と認識されました。
- その後、コミュニティで具体策を検討しましたが、市及び県の支援を受ける機会を得て、南粕谷ハウスの創設を迎えることになりました。
- 2013年3月24日設立
- 南粕谷地区コミュニティの会長だった石井久子さんが「地域の人誰でも集える居場所が必要だ」と立ち上がったことだった。小学校区に当たる同地区には約5400人の住民がおり、高齢化率は4割。アンケートをとると、1日中家で過ごす人が少なくなかったという。

- <https://kasuyahouse.wixsite.com/kasuya/blank-7>
- <https://www.fukushishimbun.co.jp/topics/10012?fbclid=IwAR32ip0l0fqj0roUOGeBYgWr1xSAf-F1vKPKnpeTk4z2X6j7ICB3Ap7IJBg>



孤を生きる



認知症プロジェクト



地域課題を知る

# 知多地域成年後見センター

## ◇背景

- 某施設利用者の保護者の死
- 社会福祉協議会の日常生活自立支援事業利用者の増大
- 成年後見利用支援事業の行政の温度差

## ◇概要

- 平成20年4月本格事業開始
- 財源は知多半島内の市町委託料とNPO法人会費
- 知多半島全域が対象地域



# 知多地域成年後見センターの業務

## ◇法人後見

- 低所得者・処遇困難事案を対象
- 成年後見制度が必要な方が利用できるセーフティネットの役割

## ◇相談・支援

- 成年後見制度に関する相談
- 関係機関とのカンファレンス等への参加
- 市町巡回相談

## ◇普及啓発

- 一般市民への理解促進を目的としたイベント等の開催
- 成年後見支援員等の養成を目的とした講座等の開催

# 普及啓発

## ◇成年後見サポーター研修講座

年2回開催 成年後見制度について具体的に学ぶ講座

## ◇権利擁護サポーター養成講座

年1回開催 知多半島内の社会福祉協議会と共に権利擁護の意識を持った市民の養成を行う講座

## ◇専門支援員養成講座

年1回開催 成年後見制度を理解し、相談支援業務に携われるように学ぶ講座

## ◇権利擁護フォーラム

年1回開催 成年後見制度を広く普及するため劇等を交えて分かりやすく説明するフォーラム

## ◇ろうスクール

年1回開催 自分らしい生き方・老い方（老）と生活を守るための制度や法律（Law）を学ぶ学校

# 中核機関 にしもろ地区権利擁護推進センター つなご

『権利擁護支援の実際と取り組み』

センター長

永井泰裕



## 中核機関 つなご



## 市町長との開所式



## 各市町の広報で地域住民等へ周知

### 中核機関「つなご」の役割



9月21日にオープンする、中核機関「つなご」は、小林市に拠点を置き、西諸2市1町が共同で運営します。中核機関とは、成年後見制度の利用が必要な人に支援が行き届くよう、地域連携の中心的な役割を担う機関です。

中核機関「つなご」では、すべての人が自分らしく暮らせる地域社会を目指します。

**成年後見制度とは**  
認知症や障がいなどにより自分で十分な判断を行うことができない人のために、権利や財産を守る制度です。

○法定後見制度  
すでに判断能力が低下している場合に利用する制度です。家庭裁判所によって、成年後見人等(成年後見人、保佐人、補助人)が選任されます。

## にしもろ地区権利擁護推進センター 中核機関「つなご」9月21日オープン

○任意後見人  
判断能力が不十分になった時に備え、誰にどのような援助をしようか決めておきます。判断能力が低下し、任意後見監督人が選任されてから、任意後見人の仕事が始まります。

### Interview

成年後見制度は、「法定後見」と「任意後見」の制度があります。支援を求めている人にかかりやすい言葉で説明していきたいと思えます。また、中核機関の啓発活動や成年後見に関する地域のニーズを聞き取り、身近な存在として機能が機能していくように努め、気軽に相談できる場所になりたいです。

県内でも中核機関が増えてきています。ネットワークをつくり中核機関同士の情報共有や事例検討を行い、住民の皆さんに寄り添った機関になるようにしていきたいです。



センター長  
やすひろ  
永井 泰裕さん



お問い合わせ ☎ 0984-27-3358

小林市 (43,103人)  
高齢化率37.9%



えびの市 (17,190人)  
高齢化率43.3%



高原町 (8,526人)  
高齢化率42.8%



にしろろ地区成年後見制度利用促進基本計画

一般社団法人 権利擁護センター みらい

職員：社会福祉士 (2名) ・ 法人後見支援員 (2名)  
後見：29件 ・ 保佐：10件 ・ 補助：10件 ・ 後見監督：1件

令和3年9月21日開所

中核機関

にしろろ地区権利擁護推進センターつなご  
職員：社会福祉士 (1名) ・ 事務局員 (1名)

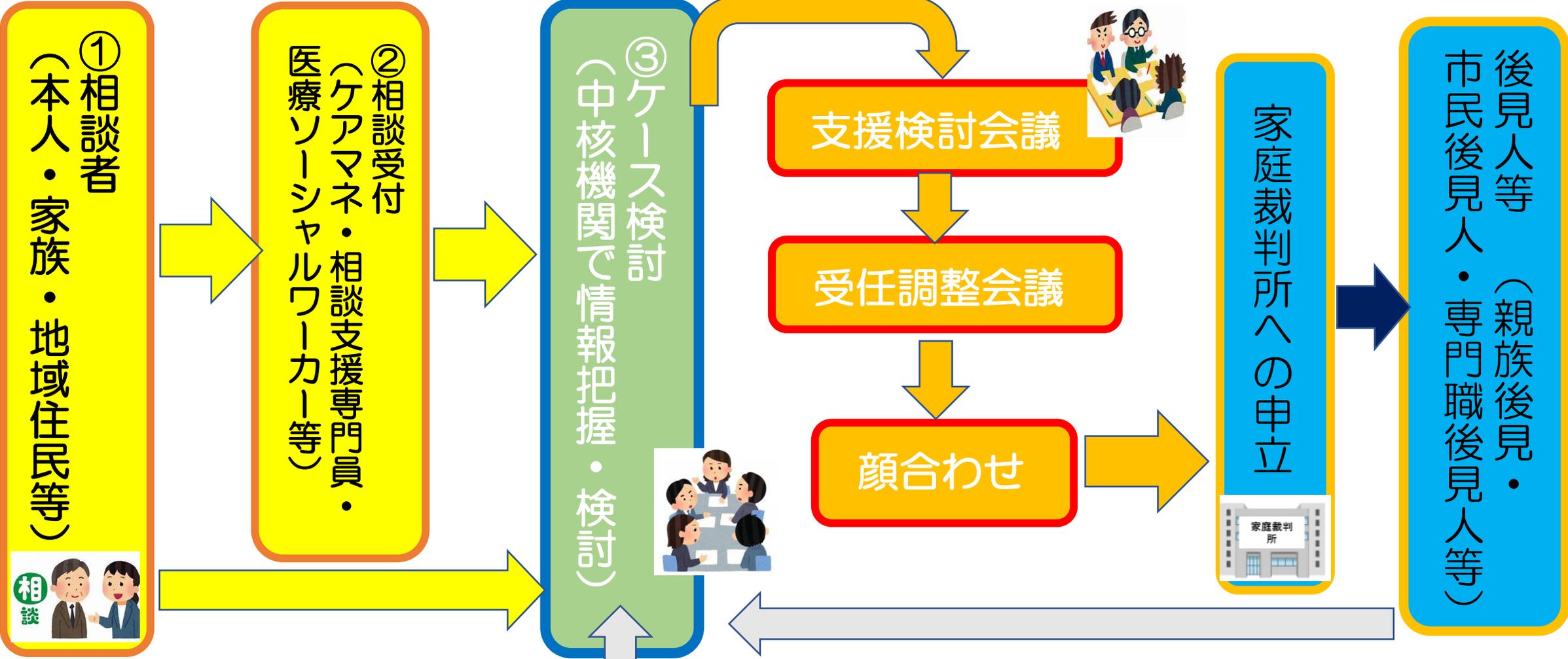
【専門職登録】

弁護士1名 ・ 司法書士5名 ・ 社会福祉士10名 ・ 法人後見2ヶ所





相談 ⇒ 会議 ⇒ 意思決定 ⇒ 申立 ⇒ 後見人等 ⇔ 中核機関つなご



地域連携ネットワーク

## 相談機能

- ☆地域住民の方々が気軽に相談できる場所の提供
- ☆関係機関・事業所からの2次相談受入れ
- ☆専門職登録者へのつなぎ

## 広報機能

- ☆地域住民の方に向けた研修・講演活動などによる周知・広報の充実
- ☆関係機関・事業所に向けた啓発・周知を実施  
(地域連携ネットワーク会議等)

## 成年後見制度利用促進機能

- ☆申立方法や申立書の書き方等についての相談
- ☆専門職後見人候補者の推薦・マッチング
- ☆利用状況の集約・分析など

## 後見人支援機能

- ☆専門職や親族が後見人等を行う場合など、成年後見活動についての相談支援
- ☆家庭裁判所との連携
- ☆市民後見人フォローアップ研修会

## 【成年後見ネットワーク西諸定例会】

平成24年に1回が発足 現在、44関係機関の約53名の登録あり（年4回実施）  
（行政、病院、福祉施設、居宅介護事業所、警察、銀行、障がい事業所、県、家庭裁判所など）  
内容としては、中核機関つなごの現状報告、事例検討会や学習会、外部講師による講演の実施

## 【地域連携ネットワーク会】

成年後見ネットワーク西諸定例会の上部組織として構成  
委員は成年後見ネットワーク西諸の15関係機関の組織 年2回開催  
内容としては、中核機関つなごの業務報告、助言、評価、協力、地域課題の検討・調整

## 【支援検討会議】

要綱や具体的ルールづくり

- ⇒ ・相談件数に応じて不定期に開催（週1回程度）
- ・1回の開催では、平均3件を検討する
  - ・専門職は2名以上の参加（事前に資料の説明を行い情報提供をしておく）
  - ・個人情報取り扱い誓約書・本人参加型・複数回の会議可能

## 【受任調整会議】

要綱や具体的ルールづくり

- ⇒ ・委員～行政、専門職代表、法人後見代表・月1回固定した日時で開催
- ・Zoomまたは現地での参加可能・開催1週間前にメールで情報を提示



## 【無料相談会/後見人等のつどい】

☆2市1町を毎月8日13時30～15時30分までを固定とし、専門職（2名）と中核機関がブースをつくっている（原則予約制ではあるが無くて可）

住民や施設、病院のケースワーカー等も相談可能

☆後見人等のつどい～悩み相談、後見人等事務、体験話等の実施

## 【中核機関つなごの専門職登録】

専門職を中核機関つなごへ個別に登録することで、支援検討会議や出前講座、無料相談会の専門職、また受任の依頼が可能となった

（令和4年2月末現在）弁護士：1名、司法書士：5名、社会福祉士：10名、法人後見 2か所

## 【2市1町行政担当～広域連絡協議会】

各担当者と年4回連絡協議会の実施

日々、個別には情報を共有しているが広域であるので、4か月に1回情報の共有化を図る

## 【家庭裁判所との連携】

管轄する家庭裁判所へ毎月1回の意見交換会

⇒受任調整会議の結果・緊急案件の相談・家裁への相談者を中核機関つなごで対応

## 【市民後見人の支援、研修】

2市1町の社会福祉協議会と連携して市民後見人の支援を行っている

フォローアップ研修会等。家庭裁判所と市民後見人についての意見交換会実施



## 来年度の活動について

- ☆ 第1期成年後見制度利用促進基本計画の中で、まだ取り組みが出来ていないことや、充実していない内容を行う
- ☆ 中核機関つなごのスキルアップおよび県内中核機関の連携活動
- ☆ 4つの柱の基礎を固めてから、再来年度に第2期成年後見利用促進基本計画を行っていく予定。



2021年度日本財団助成金事業

「成年後見制度利用促進法における

中核機関の役割と実務研修」

権利擁護支援とは～支援者に求められる役割～

全国権利擁護支援ネットワーク副代表

一般社団法人萩長門成年後見センター代表理事

一般社団法人萩長門成年後見支援センター理事

弁護士（山口県弁護士会）

山口正之

全国権利擁護支援ネットワーク

出雲市社会福祉協議会 いずも権利擁護センター

2022年3月18日（金）

Supported by  
  
日本財団  
THE NIPPON  
FOUNDATION

# 自己紹介

- 1972年（昭和47年）4月 大阪府東大阪市で生まれる
- 1996年（平成8年）3月 東京大学法学部私法コース 卒業
- 2003年（平成15年）11月 司法試験2次試験 合格
- 2004年（平成16年）4月 司法研修所 入所
- 2005年（平成17年）10月 弁護士登録（山口県弁護士会）  
弁護士法人サリュ 萩事務所 入所
- 2007年（平成19年）9月 弁護士法人サリュ 退所
- 2007年（平成19年）10月 萩・山口法律事務所 開設
- 2011年（平成23年）12月 伊藤孝司社会福祉士とともに  
一般社団法人 萩長門成年後見支援センター“てとて”  
一般社団法人 萩長門成年後見センター を設立
- 山口県弁護士会 高齢者・障害者権利擁護センター委員会 委員長
- 日本弁護士連合会 高齢者・障害者権利支援センター委員会委員
- 全国権利擁護支援ネットワーク副代表

# 成年後見制度利用促進基本計画（第1期）

## 成年後見制度利用促進基本計画のポイント

・成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）に基づき策定

### 基本計画の基本的な考え方

- ① ノーマライゼーション（個人としての尊厳を重んじ、その尊厳にふさわしい生活を保障する）
- ② 自己決定権の尊重（意思決定支援の重視と自発的意思の尊重）
- ③ 財産管理のみならず、身上保護も重視

### 基本計画の目標

- ① 利用者がメリットを実感できる制度・運用へ改善を進める。
- ② 全国どの地域においても必要な人が成年後見制度を利用できるよう、各地域において、権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築を図る。
- ③ 後見人等による横領等の不正防止を徹底するとともに、利用しやすさとの調和を図り、安心して成年後見制度を利用できる環境を整備する。

# 第二期成年後見制度利用促進基本計画①

## 成年後見制度の利用促進に当たっての基本的な考え方

### (1) 地域共生社会の実現に向けた権利擁護支援の推進

○ 地域共生社会は、「制度・分野の枠や『支える側』と『支えられる側』という従来の関係を超えて、住み慣れた地域において、人と人、人と社会がつながり、すべての住民が、障害の有無にかかわらず尊厳のある本人らしい生活を継続することができるよう、社会全体で支え合いながら、ともに地域を創っていくこと」を目指すもの。

○ 第二期基本計画では、**地域共生社会の実現という目的**に向け、本人を中心にした支援・活動における共通基盤となる考え方として「**権利擁護支援**」を位置付けた上で、権利擁護支援の地域連携ネットワークの一層の充実などの成年後見制度利用促進の取組をさらに進める。

# 地域共生社会の実現

成年後見制度利用促進法 第1条 目的

包括的・重層的・多層的な支援体制と地域における様々な支援・活動のネットワーク

高齢者支援の  
ネットワーク

障害者支援の  
ネットワーク

権利擁護支援の  
地域連携ネットワーク

子ども支援の  
ネットワーク

地域社会の見守り等の  
緩やかなネットワーク

生活困窮者支援の  
ネットワーク

自立した生活と地域社会への包容

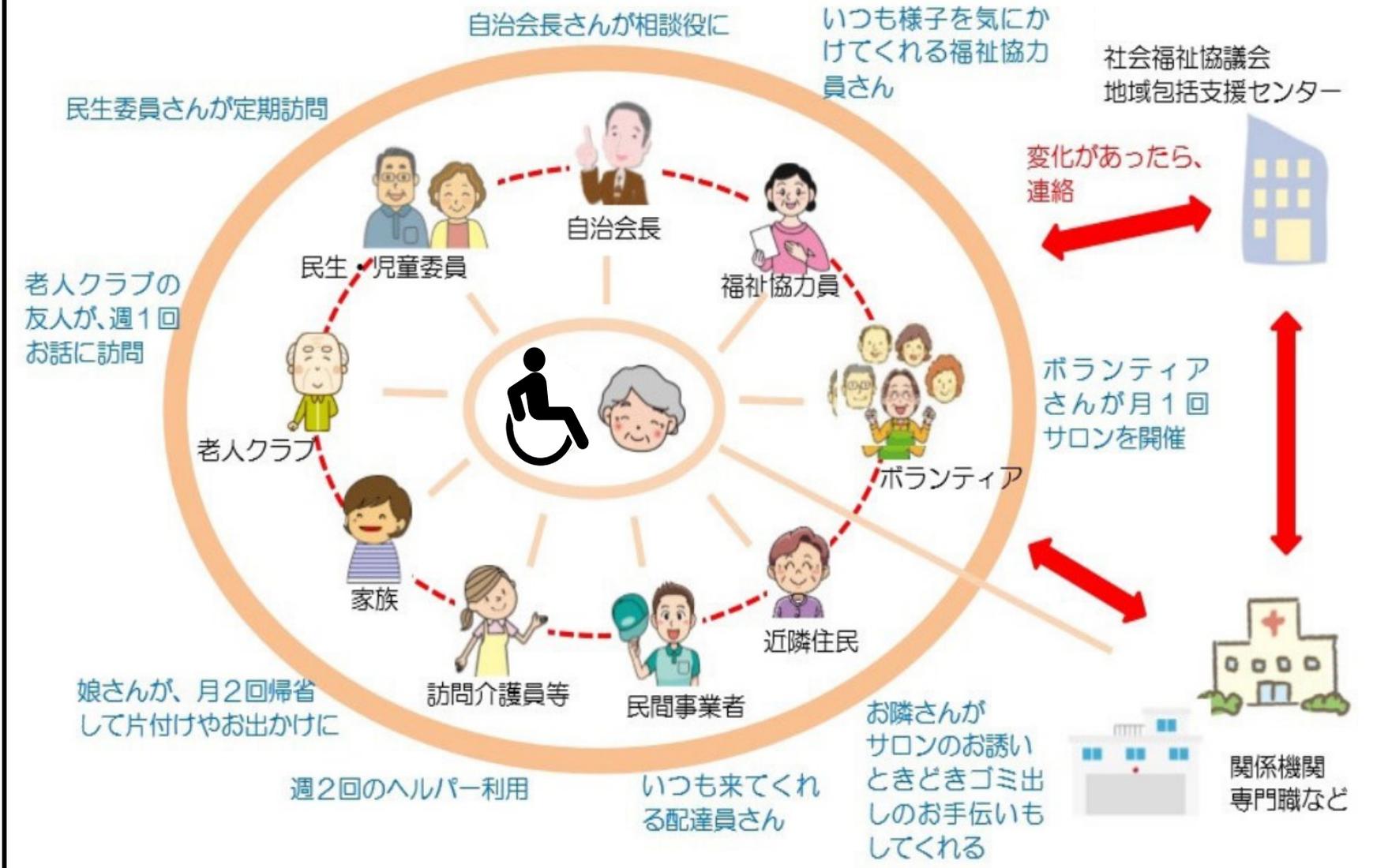
権利擁護支援

(本人を中心にした支援・活動の共通基盤となる考え方)

意思決定支援

権利侵害の回復支援

# 例えばこんな♥見守りネットワーク



## 第二期成年後見制度利用促進基本計画②

### 成年後見制度の利用促進に当たっての基本的な考え方

(2) 尊厳のある本人らしい生活を継続できるようにするための成年後見制度の運用改善等

○ 成年後見制度の利用促進は、全国どの地域においても、制度の利用を必要とする人が、尊厳のある本人らしい生活を継続することができる体制を整備して、本人の地域社会への参加の実現を目指すものである。

以下を基本として成年後見制度の運用改善等に取り組む。

## 第二期成年後見制度利用促進基本計画③

### 成年後見制度の利用促進に当たっての基本的な考え方

- ①本人の自己決定権を尊重し、意思決定支援・身上保護も重視した制度の運用とすること。
- ②成年後見制度を利用することの本人にとっての必要性や、成年後見制度以外の権利擁護支援による対応の可能性も考慮された上で、適切に成年後見制度が利用されるよう、連携体制等を整備すること。
- ③成年後見制度以外の権利擁護支援策を総合的に充実すること。（成年後見制度以外の権利擁護支援策とは、意思決定支援等によって本人を支える各種方策や司法による権利擁護支援を身近なものとする各種方策のこと。これらの施策を充実させるための取組はⅡ 1（2）「総合的な権利擁護支援策の充実」を参照。）
- ④任意後見制度や補助・保佐類型が利用される取組を進めること。
- ⑤不正防止等の方策を推進すること。

## 第二期成年後見制度利用促進基本計画④

### 成年後見制度の利用促進に当たっての基本的な考え方

#### (3) 司法による権利擁護支援などを身近なものにするしくみづくり

○福祉と司法の連携強化により、必要な人が必要な時に、司法による権利擁護支援などを適切に受けられるようにしていく必要がある。

権利侵害からの回復支援を進める上での重要な核の一つが家庭裁判所や法律専門職である。

身近な相談窓口を通じて、家庭裁判所の手続の利用を円滑にすることや法律専門職による支援などを適切に受けられるようにすることで、権利侵害からの回復支援の実質を担保することができ、尊厳のある本人らしい生活の継続と地域社会への参加が図られる。

そのため、権利擁護支援の地域連携ネットワークを通じた福祉と司法の連携強化により、必要な人が必要な時に、**司法による権利擁護支援**などを適切に受けられるようにしていく必要がある。

# 権利擁護とは・・・

(1) 「たたかうアドボカシー」：権利回復支援

- ① 悪徳商法・訪問販売による被害
- ② 親族や知人による年金の搾取

(2) 「ささえるアドボカシー」：権利獲得支援

- ① 利用契約のための意思決定の支援
- ② 利用契約中の苦情申立て等の支援権利擁護の意味：

Cf. 平田厚(2001)『これからの権利擁護』筒井書房、p.37

自己決定権の尊重という理念のもとに、本人の法的諸権利につき、本人の意思あるいは意向に即して、過不足なく本人を支援すること。

# 対人支援において今後求められるアプローチ

## 支援の“両輪”と考えられるアプローチ



### 具体的な課題解決を目指すアプローチ

- 本人が有する特定の課題を解決することを目指す
- それぞれの属性や課題に対応するための支援(現金・現物給付)を重視することが多い
- 本人の抱える課題や必要な対応が明らかな場合には、特に有効

### つながり続けることを目指すアプローチ

- 本人と支援者が継続的につながることを目指す
- 暮らし全体と人生の時間軸をとらえ、本人と支援者が継続的につながり関わるための相談支援(手続的給付)を重視
- 生きづらさの背景が明らかでない場合や、8050問題など課題が複合化した場合、ライフステージの変化に応じた柔軟な支援が必要な場合に、特に有効

### 共通の基盤

本人を中心として、“伴走”する意識

個人が自律的な生活を継続できるよう、本人の意向や取り巻く状況に合わせ、2つのアプローチを組み合わせることが必要。

## 伴走型支援

○一人ひとりが多様で複雑な問題に面しながらも、生きていこうとする力を高め(エンパワーメント)、自律的な生を支える支援

(※) 自律・・・個人が主体的に自らの生き方を追求できる状態にあること

○「支える」「支えられる」という一方向の関係性ではなく、支援者と本人が支援の中で人として出会うことで、互いに学び合い、変化する。

利用者さんから元気を貰う？という話

糸賀一雄氏の発達保障の話

## 地域住民の気にかける関係性

○一人ひとりの人生・生活は多様かつ複雑であり、社会に関わる経路は多様であることが望ましく、専門職による伴走支援のみを想定することは適切でない。

○地域の実践では、専門職による関わりの下、地域住民が出会い、お互いを知る場や学び合う機会を通じて、地域住民の気にかける関係性が生じ広がっている事例が見られる。



「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会(地域共生社会推進検討会)」の最終とりまとめ(概要) 令和元年12月26日 【厚生労働省HP】

## 1 成年後見制度の利用促進に当たっての基本的な考え方 (1) 地域共生社会の実現に向けた権利擁護支援の推進

ところで、第一期計画では、権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築を施策の目標の一つとして掲げた一方で、その中核的な概念である権利擁護支援については必ずしも明確に定義してはいなかった。そこで、第二期計画ではこれを明確にした上で取組を進めていくことが重要である。権利擁護支援とは、地域共生社会の実現を目指す包括的な支援体制における本人を中心にした支援・活動の共通基盤であり、意思決定支援等による権利行使の支援や、虐待対応や財産上の不当取引への対応における権利侵害からの回復支援を主要な手段として、支援を必要とする人が、地域社会に参加し、共に自立した生活を送る<sup>7</sup>という目的を実現するための支援活動であると定義することができる。中でも権利擁護支援の重要な手段である成年後見制度の特長を鑑みると、基本計画における権利擁護支援とは、判断能力が不十分な人を対象としたこうした支援活動のことであるといえる。

(※7 障害者権利条約第19条を参照したもの。同条は、「この条約の締約国は、全ての障害者が他の者と平等の選択の機会をもって地域社会で生活する平等の権利を有することを認めるものとし、障害者が、この権利を完全に享受し、並びに地域社会に完全に包容され、及び参加することを容易にするための効果的かつ適当な措置をとる。」と規定している。)

## 権利擁護の支援とは①

権利擁護とは・・・

なんらかの事情によって自分の思いや考えを、他の人に伝えることができず（あるいは伝え方が弱いため）、その結果、日常の社会生活において不利な立場に置かれている人たち（場合によれば動物の生命・生活や自然環境の改善）を支援する活動 【佐藤彰一先生】

→代弁活動（本人に代わってモノを言うことを含めて、本人以外の方が本人について主張すること） ↓

本人が言いにくいのであれば、言いやすいような環境を整える、本人の意向をとことん追求する（本人のことは、やはり本人が一番の理解者）



「意思決定支援」が権利擁護の中心に位置づけられる

## 権利擁護の支援とは②

権利擁護は、セルフアドボカシーを意味すると位置づけ、セルフアドボカシーが困難な人を支援することを「権利擁護支援」と呼んでいる。

※Self Advocacy・・・「自己権利擁護などと訳す人もいるようですが、なんだか日本語として変な感じがしますので、私は自立型権利擁護と呼びたいと思っています。」

ミネルヴァ書房『権利擁護がわかる意思決定支援～法と福祉の協働』佐藤彰一外他4名編著 p 25～参照

# 意思決定支援論の整理①

(佐藤彰一先生)

- ◆ 「この人は判断能力が不十分であるので、周囲のことは勿論自分のことについても適切な判断をすることができない。その結果、社会生活や日常生活で困難な状況になる。だから福祉関係者らが関わって、その人のことについて判断しなければならない」

**能力不存在推定**

# 意思決定支援論の整理②

(佐藤彰一先生)

- ◆ 「どんなに重い認知症の人であっても、重い障害のある人であっても、その人なりの人生を生きてきた経緯があり、その人なりの思い、そして判断がありうる。適切な判断が自分ではできないと周囲から見られていた人々も、支援さえ受ければ、その人なりの決定ができる」

## 能力存在推定

これまでは、原則、「ない」と「推測」していた（能力不存在推定）



これからは、原則、「ある」と推測する方向へ転換（能力存在推定）

「パラダイムの転換」

## 意思決定支援 厚生労働省ガイドライン

- 1) **意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン** 2020年10月  
後見人向けのガイドライン
- 2) 身寄りがない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン  
2019年5月
- 3) 人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン 2007年  
(2019年3月改訂)
- 4) 認知症の人の日常生活と社会生活に関する意思決定支援ガイドライン 2018年6月  
認知症に係る全国民向けのガイドライン
- 5) 障害福祉サービスの利用等にあたっての意思決定支援ガイドラインについて 2017年3月  
知的障害者の施設従事者向けのガイドライン

比較表 <https://www.mhlw.go.jp/content/000689414.pdf>

# 意思決定支援の「倫理」

- 1) 意思決定を強要しない  
決められない自由を保証する
  - 2) 自己責任を理由に、支援を打ち切らない  
違う決定をしても支援。失敗したら再支援
  - 3) 意思決定は、プロセスだという認識は必須  
いろんなことが時間をかけて考慮されていく、悩んでいく
  - 4) みんなが集まる必要がある。しかし、なんのためか  
みんなで決めるためではなく、本人の意向を確認するため
- ※ 連携会議の意味：社会の環境と個人の思いが不整合→その調整  
社会参加の支援は、ひとりではできない。
- では、権利擁護支援者は誰でその役割は？専門職に限らない。生活支援者も市民も  
⇒相互支援の究極の姿は、「地域づくり」です

# 権利擁護支援から考える地域共生社会の実現

佐藤彰一先生のスライドから引用・一部抜粋

	自立型権利擁護	管理型権利擁護
高齢者・障害者の能力	存在推定	不存在推定
決定形態	自己決定支援	代行決定
利益	ご本人の主観的利益優先	ご本人の主観的利益と客観的利益が混在
価値	ケア・エンパワー (社会参加 語りを紡ぐ)	ケア (安全重視) + 正義 (功利主義)
個人の扱い	主体 (相互依存)	客体 (保護の対象)

A0Y受賞の本田隆光さん ⇔ 下関の障害者施設の支援員さん

正義の倫理	ケアの倫理
世界の中心に自己	世界の中の自己
公正・公平・不偏の実現	他者とのつながりの形成・維持
自立・自律	相互依存・支え合う
理性	感情
公平に扱う、分け隔てしない	気づかう、思いやる
権利・義務 何が正しいか？	責任・応答 (responsibility) どのように応じるか？
ルール、原理に基づく判断	具体的状況の中での判断
普遍的 (一般的)	個別的 (特殊的)
対象からの距離	没頭、専心
(短所) 杓子定規、融通が利かない	(短所) 場当たりの、えこひいき

# 障害者権利条約とインクルージョン

・障害者権利条約では、“inclusion” 第3条（一般原則）など6か所、“inclusive” 第24条（教育）など4か所、“included” 第19条（自立生活）で2か所で使用。

・一般原則（3条）の一つ

・一般的意見（general comments）でも、多数使用。

ちなみに「ノーマライゼーション」という言葉は使われていない

（DPI日本会議 議長補佐 崔栄繁氏のスライドより引用）

## 一般原則（3条）

◆ 条約の解釈や適用の際の指導原理・基本原則

◆ 8つの原則・・・①固有の尊厳、自律・自己決定、②無差別、③社会への完全参加とインクルージョン、④差異の尊重、⑤機会の均等、⑥アクセシビリティ、⑦男女平等、⑧障害児の発達の保障、アイデンティティの保持の権利

# 19条の「自立・自律」とは？

(DPI日本会議 議長補佐 崔榮繫氏の言葉)

## 地域で自立した生活をする権利 (第19条)

柱書き：

- すべての障害者が他のものと平等の選択の自由を持って、  
地域社会で生活する平等の権利を承認
- 社会への完全且つ効果的なインクルージョンと参加を容易にする効果的な措置

(a)～(c)項：

- 他のものと平等に誰とどこで生活するかを選択する権利
- 特定の生活様式での生活が義務付けられない
- 地域生活支援と孤立防止のためのパーソナル・アシスタンスを含む必要なサービス

**「パラダイム・シフトの基礎となる条項」**  
**＝自立生活条項／脱施設条項**

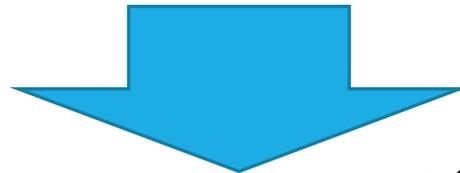
# 19条の「自立・自律」とは？

(DPI日本会議 議長補佐 崔榮繫氏の言葉)

19条の「自立・自律」(independently) = 自己決定

★着がえや食事、仕事、経済的な自立など1人でなんでもできることではありません。

★自分がどこで誰とどのように生きていくのか、必要な支援を受けながら自分で自分のことを決めることです。



- 「自立・自律」とは、周りにつがなる力をつけること！自分のしたいこと、お願いを伝える力をつけること。頼りになるところを増やすこと！そして自分で決めること。

## 【古川英希さんの言葉】 **地域共生社会（インクルーシブ社会）**の実現について考える

平成28年7月26日、神奈川県相模原市の知的障害者入所施設で19人死亡、26人負傷という殺傷事件が起きました。何とということでしょうか。何とどう惨いことをするものでしょうか。動機や、事件に至るまでの容疑者の精神の経緯、思考の過程は十分に検証されてきたのでしょうか。時を経て、事件の検証とともに、現在は施設の建て替えを巡って、当事者の思いと外部の障害者福祉関係者との思いとの間に方向性の違いがあるように見聞します。また、死傷した入所者の氏名の公表を巡ってもあれこれの意見があるようです。

容疑者の男は、「障害者なんか、いなくなればいい」と言っていたとか。

この事件について軽々に意見や感想を、ましてや評論などを述べるのは控えねばなりません。これが今の我が国の社会の障害者に対する本音だとしたら……。思わぬ形で、いや悲惨極まりない我が国の社会における社会福祉思想の理解がいかに表面的であったかということが、露呈してしまいました。それは形だけの、中身は貧弱な、まことに粗末なものだったのです。

「障害者なんか、いなくなればいい」などと、二度と言わせません。

私たちが常に意識し、もの申さねばならないのは、国ではありません。国の施策ではありません。私たちが常に意識し、その動向を常に感じていなくてはならないのは社会です。私たちが生きる、生活するこの社会なのです。

国という幻想ではなく、社会という生身の私たち一人ひとりが生きて、生活して、死んでいく実体としての社会を常に意識し、感じていなくてはなりません。

「障害者なんか、いなくなればいい」などと、二度と言わせてはなりません。

# 社会的排除（障害者の場合）

佐藤彰一先生

障害者を排除する思考には功利主義的な安全志向があるのではないかと前に指摘したが、もうひとつの思考は、自立や自律概念ではないかと指摘したい。近代的な主体概念は、いうまでもなく自立や自律を重んじるわけであるが、こうした主体概念からすると、障害者は、前述の能力不存在推定が容易に働くことになる。しかし、ご承知のようにこれに対する異議申立てはいたるところで登場している。代表的なのはキティである。彼女は、自立や自律ではなく依存する人間に着目する。依存は、障害者や高齢者に特有のものではないし、人間にとって例外的なものではないと主張している（キティ 2010;82）。同様にマッキンタイアは、人間は傷つきやすく依存が必須であると述べた上で、障害者が能力を発揮できるかどうかは、社会のありかた、つまり他者がその障害者をどうあつかうのかに左右されると述べている

（マッキンタイア 2018;102）。すべての個人が他者に依存する社会の中で、障害者の依存だけに着目し、差異化することが障害者に対する社会的排除の背後に存在しているのではないか。（『法社会学』第85号）

# 地域共生社会の実現に向けたパラダイムの転換

佐藤彰一先生作成のスライドを基に山口が作成

	近代的な主体概念	現代の主体概念
個人	自立・自律	相互依存
価値	功利主義 自律した個人、生産性	他者との繋がり 連帯性
意味	生産性や社会の役に 立つことに求める	?
社会	資本主義 常に成長・発展 自由競争・自己責任	コミュニティ 社会参加・語りを紡ぐ 地域共生・多様性
高齢者・障害者の能力	不存在推定	存在推定

パラダイムの転換

## 権利擁護支援者 求められる権利擁護支援者の姿（私見）

ケアの倫理
世界の中の自己
他者とのつながりの形成・維持
相互依存・支え合う
感情
気づかう、思いやる
責任・応答（responsibility） どのように応じるか？
具体的状況の中での判断
個別的（特殊的）
没頭、専心
（短所）場当たりの、えこひいき

■ 人に対する思いやりを理想とし、世界を人間関係の物語として捉え、自分自身を世界の中に位置づける。

自分が何をしたいかより、他人の願う通りにしてやるのが自分の責任だと考える。



・内田樹氏の「鶏の唐揚げ」の話のウェイターさん  
・モーム『聖火』のタブレット夫人

関係・思いやり・責任

# おわりに

## 地域共生社会の実現に向けた権利擁護支援を考える

〈キーワード〉…コミュニティ、他者との繋がり、連帯性、地域共生、多様性を認め合う、社会参加、語りを紡ぐ、相互依存、ケアの倫理

〈私たちに求められるミッション〉人間観（主体概念）・福祉観の刷新

障害者権利条約の理念に基づく新しい福祉文化の創造・福祉領域の文化的刷新、そこに根差した「包括的・重層的・多層的な支援体制」と「地域における様々な支援・活動のネットワーク」の構築

【古川英希さんの言葉】…人間の可能性を引き出し、鍛え、伸ばし、それを生かし、誰にとってもより生きやすい社会、より生活しやすい社会、より己を解放できる社会の実現のために、そこにどんな膨大な時間がかかろうが、人間の可能性として、そして人類の可能性として、それは自分たちを勝手に健常者と呼ぶ私たちこそが取り組むべきことなのではないでしょうか。

〈人間観（主体概念）の刷新〉

生産性・社会の役に立つこと →

# 地域共生社会の実現

成年後見制度利用促進法 第1条 目的

包括的・重層的・多層的な支援体制と地域における様々な支援・活動のネットワーク

高齢者支援の  
ネットワーク

障害者支援の  
ネットワーク

権利擁護支援の  
地域連携ネットワーク

子ども支援の  
ネットワーク

地域社会の見守り等の  
緩やかなネットワーク

生活困窮者支援の  
ネットワーク

自立した生活と地域社会への包容

権利擁護支援

(本人を中心にした支援・活動の共通基盤となる考え方)

意思決定支援

権利侵害の回復支援

ご清聴ありがとうございました

## **(資料) 配布資料集**

## おわりに

成年後見制度利用促進法が、平成 28 年 4 月にできて、平成 30 年 4 月からは、いよいよその舞台を厚生労働省に置き、成年後見制度利用促進室なるものができました。地域連携ネットワークの構築、中核機関の設置が、基本計画に書き込まれました。計画も 2 期目に入りました。内容は、成年後見制度だけに頼らない、多様な権利擁護支援が求められています。成年後見制度の利用促進は地域の権利擁護支援の促進でなければならないことを、伝える研修になっています。この法律の本当に言わんとしていることをわかりやすく伝えています。また、グループワークをすることで、多職種連携の必要性も学べる仕掛けとなっています。今回は、オンラインにだいぶ慣れてきて遠方の人との情報交流が簡単にできることが解ってきました。地域連携ネットワークとは、本人を囲んで地域がネットワークを組んで支援していくことです。これは、いわゆる地域づくりです。まちづくりなのです。権利擁護支援は、地域づくりで他ならないのです。

今後はコロナと共に歩む社会となることでしょう。

これからも、丁寧に全国で人材育成の研修していくことによって、権利擁護支援の視点から、誰もが自分らしく生きているける社会を築くことを目指します。

2022（令和4）年 6月

全国権利擁護支援ネットワーク事務局

文責：今井 友乃

## 成年後見制度利用促進法における中核機関の役割と実務研修の開催事業 報告書

---

---

発行日：2022（令和4）年6月30日

発行：一般社団法人 全国権利擁護支援ネットワーク

印刷・製本：縄文堂

問い合わせ：全国権利擁護支援ネットワーク

（事務局）一般社団法人 全国権利擁護支援ネットワーク

〒273-0005 千葉県船橋市本町6-3-16 レックスマンション603

TEL：047-407-4584 FAX：047-407-4101

E-mail：info@asnet-japan.net URL：<http://www.asnet-japan.net/>

---

---